

# JIS

歯科用回転器具－カッター－  
第4部：技工用カーバイド切削器具－  
ミニチュア

JIS T 5506-4 : 2005

(JDMA/JSA)

平成 17 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	菊 地 眞	防衛医科大学校
(委員)	青 山 理恵子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	石 谷 薫	日本歯科器械工業協同組合
	井 上 政 昭	日本医療機器関係団体協議会
	大 村 昭 人	帝京大学
	小 倉 英 夫	日本歯科大学
	片 倉 健 男	日本医療器材工業会
	亀 水 忠 茂	日本歯科材料工業協同組合
	添 田 直 人	財団法人医療機器センター
	田 中 良 明	日本大学
	土 屋 利 江	国立医薬品食品衛生研究所
	堤 定 美	京都大学
	根 本 幾	東京電機大学
	萩 原 敏 彦	社団法人電子情報技術産業協会
	平 野 昌 弘	社団法人日本ファインセラミックス協会
	堀 江 孝 至	日本大学
	村 上 文 男	社団法人日本画像医療システム工業会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 17.3.25

官 報 公 示：平成 17.3.25

原 案 作 成 者：日本歯科材料工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-7217)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会 (委員長 菊地 眞)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬食品局審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本歯科材料工業協同組合(JDMA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 7787-4:2002, Dental rotary instruments－Cutters－Part 4 : Miniature carbide laboratory cutters を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS T 5506-4 には、次に示す附属書がある。

附属書（参考）JIS と対応する国際規格との対比表

JIS T 5506 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS T 5506-1 第 1 部：技工用スチール切削器具
- JIS T 5506-2 第 2 部：技工用カーバイド切削器具
- JIS T 5506-3 第 3 部：技工用カーバイド切削器具－ミリング装置用
- JIS T 5506-4 第 4 部：技工用カーバイド切削器具－ミニチュア

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 記号及び用語.....	2
4. 品質.....	2
4.1 合格品質水準.....	2
4.2 材料.....	2
4.3 形状.....	2
4.4 寸法及び刃の数.....	9
4.5 偏心.....	10
5. 試験方法.....	10
5.1 サンプルング方法.....	10
5.2 形状.....	10
5.3 寸法及び刃の数.....	10
5.4 偏心試験.....	10
6. 切削器具の刃状の呼称.....	10
7. 表示.....	10
8. 包装.....	10
附属書（参考）JIS と対応する国際規格との対比表.....	13
解 説.....	15

# 歯科用回転器具－カッター－

## 第 4 部：技工用カーバイド切削器具－ミニチュア

### Dental rotary instruments－Cutters－ Part 4: Miniature carbide laboratory cutters

**序文** この規格は、2002 年に第 1 版として発行された ISO 7787-4, Dental rotary instruments－Cutters－Part 4 : Miniature carbide laboratory cutters を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書（参考）**に示す。

**1. 適用範囲** この規格は、歯科用回転器具の一種である技工用カーバイド切削器具ミニチュア（以下、切削器具という。）において通常最も多く使用される 10 種について、形状、寸法及びその他の性質について規定する。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 7787-4:2002, Dental rotary instruments－Cutters－Part 4 : Miniature carbide laboratory cutters (MOD)

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 5501 歯科用回転器具－番号表示法

JIS T 5502 歯科用回転器具－試験方法

**備考** ISO/DIS 8325 : 1997, Dental rotary instruments－Test methods からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS T 5503 歯科用回転器具－寸法及び呼び

JIS T 5504-1 歯科用回転器具－軸－第 1 部：金属製

**備考** ISO 1797-1 : 1992, Dental rotary instruments－Shanks－Part 1 : Shanks made of metals からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS Z 9015-1 計数值検査に対する抜取検査手順－第 1 部：ロットごとの検査に対する AQL 指標型抜取検査方式

**備考** ISO/DIS 2859-1.2 : 1997, Sampling procedures for inspection by attributes－Part 1 : Sampling schemes indexed by acceptable quality level (AQL) for lot-by-lot inspection が、この規格と一致している。